

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 25 年政令第 333 号）

規制の名称：放置艇に係る規制の創設
（河川法第 29 条及び河川法施行令第 16 条の 4 関係）

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：水管理・国土保全局水政課

評価実施時期：平成 31 年 3 月 27 日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

事前評価時点では、河川区域（注 1）内に船舶その他の物件を捨て、又は放置する行為は、洪水時等の流下阻害、河川管理施設（注 2）の損傷、燃料の漏出による水質汚濁等が発生する原因となるなど、河川管理上支障を及ぼすものであると想定し、船舶の所有者に対する船舶の放置等の行為の規制の新設が必要としていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

（注 1）河川区域：河川法第 6 条第 1 項に規定する以下の区域

- ① 河川の流水が継続して存する等の状況の土地の区域（河川の河道等）
- ② 河川管理施設の敷地である土地の区域
- ③ 堤外の土地の区域のうち、①の区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域（高水敷等）

（注 2）河川管理施設：河川法第 3 条第 2 項に規定する以下の施設

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設

② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、放置艇が洪水時等の流下阻害、河川管理施設の損傷、燃料の漏出による水質汚濁等が発生する原因となることを想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、ベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。放置艇を規制することにより河川管理上の支障の解消を図るという課題を解決するため、当該規制の必要性は、引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

船舶の所有者が新たに利用することとなる係留・保管施設の位置・規模・構造等により異なるため、規制全体に係る遵守費用の把握は困難であるが、船舶の所有者において、係留・保管施設を新たに利用するための費用が発生していると考えられる。

⑤ 「行政費用」の把握

港湾管理者及び漁港管理者（以下「港湾管理者等」という。）としての行政庁において、係留・保管施設を新たに整備するための費用が発生していると考えられるが、港湾管理者等としての行政庁が新たに整備することとなる係留・保管施設の位置・規模・構造等により異なるため、規制全体に係る行政費用の把握は困難である。

また、河川管理者としての行政庁において、放置艇の新規発生を防止するための河川の巡回等に係る費用が発生しているが、増加した事務は既存の体制で実施しており、新たに発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

河川法施行令第16条の4第1項第2号に基づき、河川管理者により河川区域に放置を禁止するものとして船舶を指定する公示が全国の一級河川（注3）・二級河川（注4）のうち21水系109河川において行われ（平成28年10月31日現在）、当該河川における放置艇数が指定前の4,180隻から指定後には3,235隻と945隻（22.6%）減少しているため、放置艇が原因となった洪水時の流下阻害、河川管理施設の損傷、燃料の流出による水質汚濁等の被害発生のを未然防止、放置艇による人的・経済的被害発生リスク軽減という効果が発生していると考えられ、事前評価時の

想定と乖離はない。

なお、効果は当該規制が適用される個々の河川の状況が異なり、当該河川に放置艇が存することにより想定されていた災害が未然に防止されたことによる金銭的な効果も異なることから、効果の定量的把握は困難である。

(注3) 一級河川：河川法第4条第1項に規定する以下の河川

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したもの（一級水系）に係る河川で、国土交通大臣が指定したもの

(注4) 二級河川：河川法第5条第1項に規定する以下の河川

一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

上記のとおり当該規制の新設の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

当該規制の導入に伴い、遵守費用として船舶の所有者において係留・保管施設を利用するための費用が発生し、また、行政費用として係留・保管施設の整備費用が発生し、河川の巡回等に係る費用が発生したと考えられる。一方、当該規制の導入により、放置艇が減少し、放置艇が原因となった洪水時の流下阻害、河川管理施設の損傷、燃料の流出による水質汚濁等の被害発生を未然防止、放置艇による人的・経済的被害発生リスク軽減に寄与した。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

上記の費用と効果を比較すると、放置艇による人的・経済的被害発生リスクを軽減するという効果に対して、当該規制に伴う遵守費用及び行政費用の増加は社会的に受忍できる程度のものであり、今後も同様の便益が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。